

各種介護保障（補償）制度の課題の要約文

2003年5月1日

九州ブロック連絡協議会 理事 織田 晋平

【 要 約 】

1. 各種の介護保障（補償）制度がありますが、「介護保険制度」や4月から始まりました「支援費制度」は、その内容が、この間、利用者及び関係機関で検討され大幅に改善されてきました。従来の各種制度の「介護保障（補償）」の考え方と大きな開き（各差）があります。（その内容を書いています）

2. 制度間の格差は、「要介護の内容や要介護時間」等の基本事項が見直され、介護内容の認定の方法や介護時間の査定が大幅に拡充（改善）されているからです。その意味で、労災の介護給付制度の考え方は、昔のまんまなのです。

なぜ、古い考えのまんまなのでしょう？ だれも、異議の申し立てをしなかったからです。4月から減額です。要介護の実態にあった、認定と時間が保障・補償されていますか？

3. 例えば、「介護保険制度」の最重度の場合、要介護度5の場合には、サービスの月額限度額は約36万円です。（睡眠時間を省いた、1日の介護費用）。

4月から始まった「支援費制度」では、頸損の方で、介護が必要な人には、「身体介護・家事介護・日常生活支援・移動介護・送迎介護」等、最高で、一日24時間の「介護が保障」されます。また、介護従事者（ヘルパー）給与についても（介護の仕事の評価）他の制度より高く評価されています。

一方では、認定時間の地域各差やヘルパーの手当等についても違いが出ています。例えば、1日8時間の要介護が必要な人が、制度によっては、4時間・5時間・6時間などと、認定時間が異なることはおかしな事と考えませんか？

4. 法律や制度とは何か？・・・すべては、「なんでだろう」から始まるのです。

法律や制度は行使し、利用しなければ、絵に描いた餅に過ぎません。また、「法律とか、難しいことは分らん」とはじめから受けつけない人がいますが、これは、自分の権利・義務を「ゴミ箱」に捨てているようなものです。また、法律や制度は、その時代時代の「産物」です。つまり、時代とともに「変わる＝改善されたり、改悪されたり」する「代物」なのです。制度が悪くなるのは、「無関心」・「依存」という姿勢から起こります。

5. 確かに、10ページの文章を読むのは大変です。しかし、これは闘いです。

書くのも、読むのも、ひとつ一つの闘いです。そして、福祉制度の利用を実践し、その中から問題や課題を見出して、改革を進めている仲間がいるのです。制度は100%ではありません。常に改革・改善を求めることです。九州からの実践の中からの提起です。是非、ご一読のお願い申し上げます。